

第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）の策定について （中間報告）

1 計画策定の目的（「保護」を削除）

科学的・計画的な保護管理により、イノシシと人との緊張感あるすみ分けの実現を図り、農林業被害の軽減及びイノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持の他、人身被害発生の防止を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）」（以下、「計画」という。）を策定する。

2 計画の期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までの5年間

3 策定スケジュール

区分	R4.4	.5	.6	.7	.8	.9	.10	.11	.12	R5.1	.2	.3
環境審議会		5/23 諮問						11/28 中間 報告				● 答申
特定鳥獣 保護管理 検討委員会※1								11/9 検討			● 検討	
イノシシ 専門部会※2					8/8 検討		10/26 検討				● 検討	
調査等												

県民意見公募、関係機関協議

- ※1 県が作成する特定鳥獣に関する保護及び管理に関する計画の検討並びに適切な実行、事後評価を行うために総合的な見地から意見を聴取することを目的に開催
- ※2 特定鳥獣保護管理検討委員会において審議する事項について、専門的な見地から意見を聴取することを目的に開催

4 議論の経過

(1) 長野県環境審議会

- ・ 日時 令和4年5月23日（月）午後1時30分～午後3時18分
- ・ 場所 長野県庁 特別会議室
- ・ 審議事項 第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）の策定について（諮問）
- ・ 質問・意見等

出された質問・意見	対応
○イノシシは個体数推定が非常に難しいが、モニタリング方法は、目撃効率（狩猟者の目撃頭数／人日）や捕獲効率（狩猟者の捕獲頭数／人日）を基準にしていくのか。	○イノシシの生息動向は、前期計画と同様に関係者へのアンケート、捕獲情報による目撃効率・捕獲効率、豚熱の感染状況を参考指標としていくことを記載（素案P23）。
○イノシシは産仔数が多いので、増やさない対策が重要であり、電気柵設置を含めた農作物管理についても、計画に明記することが必要。	○高栄養である農作物の採食は、イノシシの栄養状態を良くして繁殖力を増加させ、イノシシを増やす要因となることから、イノシシを増やさない対策としても、侵入防止柵の適切な設置を推進する旨を記載（素案P16）。
○何のための計画かを県民にアピールする前文や、意識した書き振りが必要。	○「はじめに」を追加し、県民へに向けた前文を記載（素案P1）。
○現計画はイノシシの「管理」を目的とした内容であるが、計画本文に「保護管理」という文言がある。言葉選びを含め分かりやすい計画にすることが必要。	○現時点ではイノシシの「保護」を行う必要性は低く、当計画は「管理」を目的としていることから、計画本文の「保護管理」の文言を「管理」へ統一（素案P1）。
○令和元年度に県内で豚熱が発生して以降、イノシシのジビエ利用の流通は自粛しているが、流通を望む声がある。イノシシのジビエ利用の流通はいつ可能となるか。	○イノシシの豚熱感染確認区域では、イノシシは検査で陰性が確認されない限り、ジビエ利用は自家消費のみで、流通については国の方針に従い自粛を依頼している。流通については、豚熱の感染状況次第であるため、いつということは現時点で申し上げることはできない。

(2) イノシシ専門部会

・日時及び場所

第1回 令和4年8月8日(月) 14:00～16:00 長野県庁会議室

第2回 令和4年10月26日(水) 14:00～16:00 web 会議

・委員5名(敬称略)

部会座長 岸元 良輔 (NPO 法人信州ツキノワグマ研究会理事長)

委員 佐藤 繁 ((一社)長野県猟友会常務理事)

〃 小寺 祐二 (宇都宮大学農学部准教授)

〃 田淵 秀樹 (長野県農政部農業技術課副主任専門技術員)

〃 小澤 岳弘 (林務部森林づくり推進課鳥獣対策室長)

・主な検討事項・意見及び対応

検討事項・意見	対応
○これまでの取組の成果により農林業被害額は減少を続けており、多くの集落でその効果が認められていることから、新計画においても現計画と同様集落ぐるみの総合的な取組の推進が必要。	○現計画と同様、生息環境の整備(緩衝帯整備)、被害防除対策、捕獲対策を組み合わせた集落ぐるみの総合的な被害対策を進めることを記載(素案 P15)。
○豚熱感染イノシシは県内では減少傾向だが、全国的には終息に至っておらず、再度県内に豚熱ウイルスが侵入した場合は再拡大の恐れがある。狩猟者に対してはこれまで対策の協力依頼がされているが、キャンプ場利用客や登山客などの観光客に対しても広く周知が必要。	○観光客を含めた山林に入る広い関係者に対し、車両・靴の洗浄等の豚熱ウイルス拡散防止対策の協力を依頼・周知していくことを記載(素案 P12、P20)。
○現計画では「捕獲対策」よりも「生息環境対策」及び「被害防除対策」を優先しており、捕獲目標数を設定していない。新計画も同様の考えでよい。	○イノシシは個体数の生息数推定は実用的な方法が確立しておらず、生息数推定は困難。新計画においても、これまでの考えと同様に、捕獲目標数は設定しない方針とする。
○現計画では環境省「指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシシ)」の活用について記載していないが、新計画では活用についてどう考えるか。	○現時点では県がイノシシの捕獲に着手する必要性は低い、万が一、国内でアフリカ豚熱等の家畜伝染病が発生した場合に備え、必要に応じて活用する旨を記載(素案 P19)。

検討事項・意見	対応
○現計画には、錯誤捕獲の防止について、箱わなの脱出口を設ける対策のみの記載だが、くくりわな使用時の対策等についても記載が必要。	○ツキノワグマやカモシカの生息が確認された場合は、わなを移動する、設置を中止する等の対策を追記。錯誤捕獲が多い地域では、くくりわなの使用時期の制限、くくりわなの径の規制の検討、錯誤捕獲が発生しにくい構造のくくりわなの使用について記載（素案 P19）。
○高山植物のイノシシの掘り起こし等の被害状況について、関係機関から情報を収集し、記載の検討が必要。	○環境省、林野庁等から情報を収集し、高山植物への影響等について記載を検討。

(3) 第1回特定鳥獣保護管理検討委員会における検討内容

・日時及び場所 令和4年11月9日(水)14:00～16:00 web 会議

・委員(敬称略)

座長 上原 貴夫(佐久大学評議・客員教授)
 委員 竹田 謙一(信州大学農学部准教授)
 “ 新芝 正秀(長野県農業協同組合中央会常務理事)
 “ 市川 寛((一社)長野県農業会議副会長)
 “ 竹入 正一((一社)長野県猟友会会長)
 “ 岸元 良輔(NPO 法人信州ツキノワグマ研究会理事長)
 “ 花川 浩(林野庁中部森林管理局企画幹)
 “ 有山 義昭(環境省信越自然環境事務所野生生物課長)
 “ 黒江美紗子(長野県環境保全研究所研究員)

・質問・意見及び対応

出された質問・意見	対応
○素案 P19④錯誤捕獲の防止について「ツキノワグマやカモシカの生息が確認された場合は、わなを移動する、あるいは設置を中止する等、錯誤捕獲の防止に努める。」とあるが、重要なことは錯誤捕獲が発生した場合の放獣体制の整備であり、記載内容の再考が必要。	○錯誤捕獲が発生した場合の放獣体制の整備について記載(素案 P19)。ご意見を踏まえ、錯誤捕獲の防止の記載方法について、今後のイノシシ専門部会において再考したい。
○資料編 P23①有害捕獲頭数と P24②農業被害増加率について、①有害捕獲数が多い集落では②被害増加率の色が塗られていない傾向に見える。集落での対策が進んでいるため被害が少ない結果となっているのか。	○イノシシの有害捕獲頭数と②イノシシの農業被害増加率との関係については分析ができていないため、今後のイノシシ専門部会で検討したい。
○資料編 P18「6 対策の効果と課題」表 6-1 の課題について、集落内の誘引物の除去など伝わっていない集落があるが、これらの課題に対して、県ではどのような対応を考えているか。	○生息環境対策の誘引物の除去については、ご指摘のとおり、集落・農家への広い周知が課題である。現地の野生鳥獣被害対策チームや市町村と連携して周知方法を検討していきたい。
○素案 P17 ウ捕獲対策①捕獲許可による加害個体の捕獲に「イノシシはニホンジカと異なり生態系に甚大な影響を与えることはないため」とあるが、イノシシによる被害がゲンゴロウの生息・生態に影響を与えているといった報告があるため、記載内容の再考が必要。	○ご意見を踏まえ、今後のイノシシ専門部会で再考したい。